

## 平成27年第3回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成27年6月23日（火曜日）

---

### ○議事日程

平成27年6月23日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（25名）

1 番	和 田 敏 明 君	2 番	藤 村 こ ず え 君
3 番	清 水 浩 司 君	4 番	山 下 和 明 君
5 番	重 川 恭 年 君	6 番	山 田 耕 治 君
7 番	三 原 昭 治 君	8 番	河 杉 憲 二 君
9 番	山 根 祐 二 君	10 番	安 村 政 治 君
11 番	橋 本 龍 太 郎 君	12 番	吉 村 弘 之 君
13 番	山 本 久 江 君	14 番	田 中 敏 靖 君
15 番	中 林 堅 造 君	16 番	久 保 潤 爾 君
17 番	田 中 健 次 君	18 番	平 田 豊 民 君
19 番	今 津 誠 一 君	20 番	木 村 一 彦 君
21 番	上 田 和 夫 君	22 番	行 重 延 昭 君
23 番	松 村 学 君	24 番	高 砂 朋 子 君
25 番	安 藤 二 郎 君		

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	原 田 知 昭 君	総 務 課 長	河 田 和 彦 君
総 合 政 策 部 長	平 生 光 雄 君	生 活 環 境 部 長	福 谷 眞 人 君
健 康 福 祉 部 長	藤 津 典 久 君	産 業 振 興 部 長	山 本 一 之 君
産 業 振 興 部 理 事	熊 谷 俊 二 君	産 業 振 興 部 理 事	本 田 良 隆 君
土 木 都 市 建 設 部 長	山 根 亮 君	入 札 検 査 室 長	金 谷 正 人 君
会 計 管 理 者	桑 原 洋 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	末 岡 靖 君
監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 豊 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 田 直 之 君
消 防 長	三 宅 雅 裕 君	教 育 部 長	末 吉 正 幸 君
上 下 水 道 局 長	清 水 正 博 君		

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 中 司 透 君

---

午前 10 時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。6番、山田議員、7番、三原議員、御両名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、10番、安村議員。

〔10番 安村 政治君 登壇〕

○10番（安村 政治君） おはようございます。「自由民主党一心会」の安村政治です。通告の順に従いまして、大きくは3点、リフォーム助成事業について、農業・水産業の振興について、学校や公園の遊具の整備と点検についてお伺いたします。

1点目のリフォーム助成事業について、先日、政府が発表した女性1人当たりが子どもを産む出生率は1.42と前年を下回る結果となり、少子高齢化傾向はますます強くなっ

ております。いわゆる団塊の世代が65歳となって年金生活になっていく中、防府市が実施している住宅リフォーム助成事業はとても人気のある事業で、すぐに予算額に達してしまうほどです。

高齢者は、食事や衣服にそれほどお金を使うわけではありませんが、孫がやってくるためにトイレやお風呂を改修したり、足腰の衰えによって和式トイレを洋式トイレにリフォームするなど、よく伺います。消費を増やすと言っても地域によってその内容は違うもので、マーケティングを実施した上で行わないと効果的な政策とは言えません。

そのような中、住宅リフォーム助成事業は、その効果は絶大なものであり、消費者や市内業者にとっても、今後続けていかななくてはいけない事業だと考えています。しかし、今年度から始まったまちなか店舗リフォーム助成事業は、申し込みが少ないと聞いていますが、店舗をリフォームしたいという方はたくさんいらっしゃいます。これは、地域が限定されているためであり、ニーズとのマッチングができてないと考えます。

そこで、お伺いたします。(1)住宅リフォーム助成事業の平成27年度申し込み件数と金額について、(2)住宅リフォーム助成事業の今後の計画、特に助成額や予算の増額が必要と考えるが、市の取り組みの予定は、(3)まちなか店舗リフォーム助成事業の平成27年度の申し込み件数と金額について、(4)まちなか店舗リフォーム助成事業の申し込みが低調な理由をどのように分析しているか、今後の計画、特に適用区域を全市に広げるべきではないかと思いますが、以上、お伺いたします。

○議長(安藤 二郎君) 10番、安村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

[市長 松浦 正人君 登壇]

○市長(松浦 正人君) 御質問にお答えいたします。

まず、平成27年度の住宅リフォーム助成事業についてでございますが、この5月21日に予算枠へ到達しまして、現在は受け付けを終了いたしております。申し込み件数は733件、助成対象工事費は6億7,200万円となっております。平成23年度に本事業を開始して以来、最速での受け付け終了であったという報告を防府商工会議所から受けたところでございます。

本事業は、消費税の引き上げに伴う反動減対策、住宅関連産業の不況対策、商品券交付による消費喚起といったことを目的に開始されておりますが、本年は5回目ということもありまして、多くの市民に認知され、趣旨を理解していただいた結果、人気を博しているのではないかと考えております。

さて、本事業の今後の計画、助成額や予算の増額についてでございますが、本市を取り巻く経済状況に応じて事業内容を柔軟に変化させていきたいと考えております。今年度は、

プレミアム付きほうふ幸せます商品券を市民の皆様へ御提供する予定でございますが、来年度も景気を下支えするこうした事業が必要でございます。こうした部分も含めて、本市経済の活性化に役立つよう住宅リフォーム助成事業の内容を考えてまいりたいと存じます。

次に、まちなか店舗リフォーム助成事業の平成27年度の申し込み件数と金額についてのお尋ねでございましたが、こちらは現在も受け付け中となっております。直近の数字でいきますと、申し込み件数14件、助成対象工事費780万円となっております。何分にも県内初の取り組みでございましたので、改善の余地があることは否めないところでございます。しかしながら、地域経済活性化に寄与するよき事業として、最近、徐々にではございますが認知が広がってきているように感じているところであります。

さて、この事業の申し込みが低調である理由をどのように分析しているかということでもございましたが、先ほど申し上げましたように、始まったばかりの事業であるということと同時に、本市の経済全体に商売をしてみよう、投資をしてみようというマインドがまだまだ低いということも言えるのではないかと考えております。確かに、店舗リフォーム助成が契機となって、まちなかに店舗を借りてみようとする人はおられると思いますが、商売をしようというマインドが弱い中では、これはごく少数になると思われます。まずは、しっかりと仕事を生み出す動き、創業を支援する、あるいは新たな投資を行いやすい環境づくりを行うことなどにより、商売をしたい、投資をしたいと考える人を増やしてまいりたいと存じます。

今後の計画において、適用区域を全市に広げてはどうかとの御提案でもございましたが、今回のまちなか店舗リフォーム助成事業では、弱体化する商店街などを少しでも活性化すべく助成する区域を限定いたしました。初めて実施する事業でございますので、効果が判然としないところもございます。今後策定されるまち・ひと・しごと創生総合戦略や既に実施しております創業支援補助金が市内一円を対象にしていることなども考慮して、当然、適用区域を拡大することも視野に入れまして、来年度以降も継続をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 安村議員。

○10番（安村 政治君） 御答弁ありがとうございました。

施工業者からの声といたしまして、御紹介いたします。

住宅リフォーム、店舗リフォーム助成事業のことを知らない方が多い、住宅は生活に密着しているためリフォームする人が多いが、店舗はリフォームしなくても使い続けられると考えている人が多い、お客様から問い合わせがあったが対象エリア外であった、店舗に

営業に行ったが、経営者が高齢であると何年続けられるかわからないのでリフォームをしないとされたなど、経営者の高齢化、改装資金不足という声が聞かれたということでした。

まだまだ周知方法も足りません。周知方法といたしましては、市広報には掲載されていると思いますが、市広報や回覧板、公民館等で掲載する、その際よく目立つように工夫してもらいたい。例えば、字体や印刷方法、用紙の色等、破線で囲むだけでも違うと思います。

店舗リフォームにつきましては、国の地方創生にかかわる補助事業、いろんな縛り等あるかと思いますが、店舗経営をされている方は、中心市街地であろうが中心市街地外であろうが平等でございます。ぜひ、市内全域を対象にさせていただきたい、そのことを要望いたします、この項は終わります。

続きまして、2点目の農業・水産業の振興について、山口県においては、村岡知事みずからミラノ国際博覧会で山口県産食品をアピールし、ブランド化、6次産業化に積極的に取り組んでいるところです。

地方創生といっても、単に企業誘致をしたり、消費を喚起するだけでなく、今ある農業や水産業を使って売れるものづくりを推進し、第1次産業従事者の所得を増やし、そこで働く人を育て、雇用の場をつくっていくことが大切であると考えます。そのようにすれば、都会からUターンする人たちの受け皿となり、魅力あるまちづくり、魅力あるまちになって移住が促進されることで、周辺地域の空き家対策にもつながります。

売れるものづくりで重要なのが、ブランド化と6次産業化です。先日、島根県における取り組みをテレビで放送しており、その戦略は、人口が伸びる東南アジアに向けて21世紀梨を売り込むためのブランド化と販路開拓をするというものでした。このように、単につくる農業や水産業から売れる農業・水産業に転換していく必要があります、国内市場が人口減少で収縮していく中、新たな戦略が必要です。

そこで、お伺いいたします。農業・水産業のブランド化と6次産業化について、農業及び水産業でブランド化できた品目は何件あり、それに対する市の取り組みや助成などはどのようなものがあつたか。

今後、道の駅などで生産者が直販できる仕組みづくりが必要と考えるが、生産者の意見聴取や事業説明会の予定は。あわせて、6次産業化できた事業内容を教えていただきたい。

特に、向島の蓬莱アサリについては、養殖を開始して軌道に乗りかけている事業であるので、積極的に支援が必要だが、ブランド化と6次産業化、販路開拓に関する支援策や補助金について教えていただきたい。

以上、お伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 安村議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それではお答えしますが、今、議員のほうでブランド化、6次産業化と両言葉ありましたけど、一応6次産業化ということで回答させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

農業・水産業の方が6次産業化を目指す場合の国、県などの支援策についてのお尋ねですけど、平成22年12月に施行されました六次産業化法において、農林水産大臣から、事業者が作成をした総合化事業計画の認定を受ける必要があります。認定を受けた場合には、農業改良資金の特例適用あるいは新商品開発や販路拡大などの各種の支援が受けられることとなります。また、県においては、相談窓口として、やまぐち6次産業化・農商工連携サポートセンターが設置をされております。

次に、県内における6次産業化の状況ですが、平成27年2月末で22件が六次産業化法に基づく認定を受けております。本市では1事業者が認定を受けておまして、その事業内容を紹介いたしますと、規格外のトマトを活用したピューレ、ジャムの商品開発と販路拡大に努めておられます。また、最近では、潮彩市場ほうふ振興事業協同組合が、ママアジを使った「まめあじコンフィ」、これの商品開発化に取り組んでおられます。

次に、道の駅における直販についてのお尋ねですけど、潮彩市場における物販エリアでの販売は、原則的には使用の許可を受けた事業者のみが可能であります。したがって、生産者みずから直売を行うことはできません。しかし、先般、4月にイベント広場において実施をしたさかな祭りのように、生産者がみずから販売をできる機会がつかれないかどうか、検討をしてみたいと思います。

最後になりますが、養殖に対する支援についてのお尋ねですけど、市単独で浅海増殖事業として、種苗費の15%を補助する制度を設けております。本年度は、山口県漁業協同組合が養殖を実施されましたアワビ、カサゴの2業種に対して補助を行っております。

議員お尋ねのアサリについては、本年度は補助申請がされておませんが、過去には申請魚種とされた経緯もありますので、今後この事業主体である山口県漁業協同組合と補助対象として実施ができるかどうか協議をしてみたいと存じます。

最後に、向島産の蓬菜アサリを使った6次産業化の取り組みについてですけど、先ほどから申し上げたとおり、六次産業化法に基づく認定が必要になりますので、6次化を検討されている方に対して、引き続き市の担当とやまぐち6次産業化・農商工連携サポートセンターとが支援をしてみたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 安村議員。

○10番（安村 政治君） 御答弁ありがとうございました。

山口県のアサリ生産量は、昭和58年に8,558トンピークにその後急激に減少しており、平成16年には約2トンまで減少した。

そのような中、県内において、アサリ資源回復の取り組みが始まり、向島地区においても、平成20年から被覆網を使用したアサリの増殖場造成を行うため漁業者が行動を起こし、現在、アサリ資源管理会社というグループをつくり資源管理を行っている。県内で、被覆網管理がなかなかうまくいかない地域が多い中、被覆網というのは、エイの被害を防いだり、そういうふうに貝がエイの被害に遭わないために海底に沈める網でございます。向島においては、着実に資源量は増加しており、平成23年からは大きくなり過ぎたアサリを間引き、出荷できるほどになっており、消費者の評価も高い。現在、93枚の被覆網管理を行っており、今後も拡大していく予定。

そのアサリ資源管理会社というグループは、構成人数が十数名でやっております。生産量は、山口県内、現在11トンのうち向島のアサリは1.5トンを占めている、そのような状況です。

活動内容として、アサリ被覆網の管理、修繕、間引き、出荷、地域イベントへの出店、鍋—1グランプリやいろいろなお祭りに出店して、年間四、五回、アサリ汁の提供、そのときは有料で行っております。地元の保育園、小学校、養護施設へのアサリの間引き、放流体験を実施、それも年四、五回行っています。それは、全て無料で行っています。子どもたちにアサリのお土産つきで、現在行っている状況です。

そういうことができるのは、国の水産多面的機能発揮対策事業、平成25年から27年度までの事業を活用して、間引き体験、放流体験や増殖場の管理を行っている、今後は、安定生産、水揚げの向上を目指し、省コスト化、新商品の開発も検討中と、アサリの増殖を唯一行っている管理グループです。

なぜ、私がアサリのことをここまで言うのかと申しますと、アサリの水揚げは山口県内で年間11トン、防府では、向島のアサリ1.5トンだけです。もちろん、1.5トンでは防府市内には行き渡りません。海外の稚貝を輸入し、海岸にまき、どこそこ産と言って売っている貝、そういう貝を皆さんは口になさっているのです。向島のアサリは、山口県水産試験場から資源回復のためにいただいた稚貝を8年前、400キロまき、その後自然発生的に増えてきた貝です。もちろん、親貝を水産試験場に何キロか戻し、また稚貝をもらい、補充するという方法を行っております。

国の水産多面的機能発揮対策事業が本年度で終わる今、アサリ増殖事業が先細っていくのではないかと心配しております。魚介類の中でも特にアサリは危険な状態に陥っており

ます。後世に資源を残すため、今後の対策、対応に期待しております。

この項は終わります。

3点目といたしまして、学校や公園の遊具の整備と点検について、千葉県流山市では、10年で人口が15%増加して、現在17万3,000人で、特に共働き世代が多く移住してきて、全国的にも注目されています。税収額も期待できる共働き子育て世帯に照準を定め、送迎保育ステーション開設や保育所増設など、育児支援を強化して、「母になるなら流山市」といったキャッチコピーを掲げ、都内の主要駅にポスターを張るなどPRに余念がない地域で、子育てしやすい環境づくりをした結果、若い子育て世代の移住が進み、その取り組みが全国でも注目されています。

若い子育て世代には、子どもを連れて安心して過ごせる場所がたくさんあることが必要で、若いママ友が増えることで、共通する悩みについて相談がしやすくなり、特に学校や公園で遊ぶ中、同世代の方たちと知り合う機会が増え、精神的に安定して過ごせることがとても重要な要素になります。

しかしながら、防府市においては、学校や公園などの遊具のペンキが剥がれ、さびていたり、壊れていたりしても修理がされず、使用禁止の張り紙だけがしてあるのが見受けられます。学校や公園は安心・安全に過ごすことができなければならず、張り紙で読めない幼児たちのためにも早急な対応が必要です。

そこで、お伺いいたします。(1)学校及び公園の遊具の点検について、点検は誰が行い、年何回実施しているか、その結果、修理や塗装は誰が行い、費用負担はどのようにしているのか。(2)遊具の点検や修理の平成27年度予算額について、学校別や公園別の必要額、把握方法と予算額を教えてください。すぐに修理していないものが見受けられるが、すぐにやるべきではないか。

以上、お伺いいたします。

○議長(安藤 二郎君) 安村議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長(末吉 正幸君) 学校や公園の遊具の整備と点検の御質問のうち、学校の遊具についてまずお答えいたします。

遊具の点検についてでございますが、市内の小・中学校に設置しております全ての遊具につきましては、各学校長の管理のもと、教職員による日常点検や教育総務課職員による定期的な安全点検を行うことにより、不良箇所を発見した場合には補修を行うなど、児童・生徒が安全に遊具を使用できるよう十分配慮しているところでございます。

また、平成26年7月から8月にかけて、遊具を設置しています市内の全小・中学校におきまして、業者による遊具点検を実施いたしました。保有する遊具数は、小学校で



243基、中学校では46基で、点検に要した費用につきましては149万400円でございます。

この業者による点検の結果、主要部材に異常があり使用禁止という判定となったものは、小学校17校で24基、中学校10校で2基、使用可能ではあるものの修理が必要であると判定されたものは、小学校で178基、中学校で34基でございました。また、修理が必要ないものの判定となったものは、小学校41基、中学校10基でございました。

主要部材に異常があり使用禁止の判定となった26基につきましては、直ちに使用禁止とした上で、9基は業者に依頼し既に撤去し、2基につきましては撤去後新たな遊具を設置いたしております。12基は、市内業者及び教育総務課の専門職員により修理し、現在は使用可能となっております。残りの3基でございますが、1基は撤去するよう業者に現在発注しております、2基につきましては専門職員により修理に取りかかっているところでございます。

使用可能ではあるものの修理が必要であると判定されました遊具につきましては、軽微なものである場合は専門職員による修理を行い、それ以外につきましては順次業者に依頼して対応していく予定でございます。

なお、校舎の増改築を予定している場所に設置してある遊具につきましては、再配置を含めた対応を学校側と一緒に検討しているところでございます。

次に、遊具の点検や修理の27年度予算額についてでございますが、業者による点検を昨年度実施しましたことから、今年度は点検費用については予算計上いたしておりません。修理に係る予算につきましては、学校別には分けておらず、また遊具修理だけでなく、校舎の修繕など学校施設全般の修繕料として予算計上しております、全部で2,400万円でございます。また、専門職員が遊具を含め学校施設全体の修理を行う場合に、部品を購入するための原材料費として360万円を計上いたしております。

教育委員会といたしましては、今後とも遊具の日常点検及び定期点検、並びに専門業者による点検を確実に実施することにより、児童・生徒が安全に遊具の使用ができるよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

教育委員会は、以上です。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 土木都市建設部でございます。続きまして、公園の遊具の整備と点検についてお答えします。

公園にあります遊具につきましては、年1回、遊具点検専門業者による定期点検を行っています。この遊具点検専門業者と申しますのは、国土交通省から示された都市公園にお

ける遊具の安全確保に関する指針に基づく点検を行うことができる者と定めまして、業者選定時には十分精査しております。

点検の結果、ふぐあいのある箇所について、簡易なものは市職員で修理や塗装を行っておりますが、専門的な修理を要するものは、遊具メーカー等へ依頼して行っております。また、費用負担につきましては、市費単独の修繕費で全額対応しています。

次に、点検や修理に対する平成27年度の予算額ですが、市が管理する公園のうち、遊具が設置されている公園は93カ所で、点検遊具数は238基でございまして、これらの点検費用として136万円計上しております。また、修理費用は、遊具がない公園など遊具以外の修理費用も含め257万円を計上しており、必要額の把握方法につきましては、事前に積算等を行う必要のある高額な修理以外は、最近の年間修繕料の実績を参考として、全ての公園を一括して計上しております。

なお、すぐに修理がなされていないものが見受けられるとの御指摘でございますが、このように即時修繕が不可能な遊具につきましては、公園利用者の安全のため、緊急撤去や遊具への立ち入り、または使用ができないよう迅速に対応し、早急に復旧してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 安村議員。

○10番（安村 政治君） 御答弁ありがとうございました。

楽しいはずの学校や公園で、遊具の不備で子どもがけがをするということ、あってはならないことだと思います。一日も早く対処していただきたい、そのことを要望いたしまして、私の一般質問終わります。明確な答弁、ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、10番、安村議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、12番、吉村議員。

〔12番 吉村 弘之君 登壇〕

○12番（吉村 弘之君） 「自由民主党一心会」の吉村弘之でございます。通告の順に従いまして質問いたしますので、真摯なる御答弁をよろしく願いいたします。

大きく4点について、先ほど安村議員も公園の整備について、いろいろ質問を行いましたが、私もその公園に関連して質問を3点ほど、そして英雲荘の整備と今後の利用について質問させていただきます。

まず、最初の桑山公園整備についてでございます。

防府市民の憩いの場である桑山公園は、その都市公園としての面積は15.30ヘク

タールあり、わんぱく広場などの広場が14カ所、駐車場が7カ所備えた、市内中心部に位置する市のシンボルと言ってもよい公園です。特に、頂上には来目皇子の仮埋葬地があり、護国神社や大楽寺など歴史的に見ても価値のある史跡を多く抱えています。

その中でも、大楽寺は、大河ドラマ花燃ゆの主人公である榊取美和子さんや女優であった夏目雅子さんのお墓があり、新しい観光スポットとして注目され、多くの方が訪れています。

しかしながら、大楽寺付近の交差点では、周遊バスが信号と誘導員によって通行しており、交差点の離合が難しい場所であることには間違いありません。そして、遊具は設置されているが利用が少ない広場がありますが、このことの原因の一つに駐車場が近くにないことがあると考えられます。

また、桑山は花崗岩でできているため風化しやすく、斜面等の崩落の危険がある箇所が何カ所もあったり、古くて大きな木が倒れかかっていたりして危険な状態です。安心・安全に過ごせるためには早急なる改善が必要です。

そこで、次の3点についてお伺いします。

1つ目、桑山周辺道路、特に大楽寺付近交差点の改良ができないか。2つ目、各遊具があるその場所の駐車場を整備拡充することはできないか。3点目、今後の整備計画はどのようになっているか。斜面の崩落等危険な箇所があったり、古くて危険な木があるのはどのように対処されるか。

御答弁、よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 12番、吉村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の桑山の周辺道路、特に大楽寺付近交差点の改良についてでございますが、御指摘の箇所は、大楽寺前の市道大林寺協和線と市道鳥越岡村線が鋭角に交差する場所で、私も幾度となく現地に足を運んでおります。

そうした中で、昨年度、大河ドラマ誘客おもてなし事業の一環といたしまして、大楽寺を訪れる観光客の皆様へ、道路を快適に御利用いただけるよう、側溝の蓋かけなど改良を行ったところでございます。

御指摘の交差点は、桑山の南麓にありまして、地形的な条件から山頂から下ってまいります市道鳥越岡村線が市道大林寺協和線に交差する場所が急勾配かつ鋭角な形状となっております。車両が離合する際は慎重な運転が要求されるところでございます。現在、周遊バスの運行に対しましても誘導員を配するなど、交通の安全に万全を期していることは

御承知のとおりでございます。

しかしながら、この交差点を改良するに当たりましては、既存市道の拡幅整備とこれに伴う用地の確保が必要となりますことから、現時点での交差点の改良は困難であると考えに至りました。

次に、2点目の遊具がある場所の駐車場整備に関するお尋ねでございましたが、現在、桑山公園には7カ所の駐車場を整備しておりまして、花見シーズンには全ての駐車場が満車となって、護国神社前のふれあい広場を臨時駐車場として開放し、対応するなど、大変にぎわっているところでございます。

複合遊具があり人気の高いわんぱく広場には、数台分の駐車場を設置しておりますが、議員御指摘のとおり遊具の近くに駐車場があれば、小さなお子様を抱える家族にとっては大変便利で御利用の増加にもつながることが予想されます。

駐車場の拡充は、安全に駐車できる平坦な土地が必要なことから、桑山公園では広い駐車スペースを確保することは困難ですが、現地調査をしっかりと行った上で、駐車場の増設の可能性について、いま一度検討してまいりたいと存じます。

続きまして、3点目の今後の整備計画などについてのお尋ねでございましたが、桑山公園はその一部が急傾斜地危険区域や鳥獣保護区域に指定されておりまして、その区域以外を中心に整備してまいりました。最初に整備を行った年から40年が経過しておりまして、市ではこれまでも施設の修繕や更新、樹木の維持管理などを行ってまいりましたが、御指摘にもありましたように、危険と思われる老木や老朽化した施設が点在しておりますことは、市といたしましても承知いたしております。

今後は、巨木化した危険な老木及びテングス病に侵された桜の撤去・更新、新たな植樹エリアの確保、手すりや落石防止柵の設置などの安全対策、遊具の計画的な更新などを行うことによりまして、市民の皆様が安心してさらに親しんでいただけるよう桑山公園の再整備について検討を続けてまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○12番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございました。

私がなぜこんな質問をさせていただくかということについて、ちょっと述べさせていただきます。

ゴールデンウィークに、大平山の山頂公園に私行かさせていただいて、その中で、とてもたくさんの親子の方が、実は山頂公園で遊んでおられました。当然、もうロープウェイは廃止ということになりまして、そのロープウェイは使われないんですけども、山頂公園

の横の駐車場が百数十台、たしかあると思います。もうそこが満杯の状況で、たくさんの親子が遊んでる中、帰りにちょっと桑山に寄らせていただいて、桑山、何人遊んでるかなと思ったら、たった1組の親子が市営住宅の横の公園で遊んでおられるということもあって、どうしてこんなに近い桑山の公園が大平山の公園に比べて遊んでないのかなというのを考えたんですけども、一応、大平山は行ってみようという、そういう若い奥さんと子どもたちが行ってみようという公園になってると思います。

ただ、歴史が古い桑山公園は、ちょっと大平山に比べてPRとか整備が若干おくれたり、さっき言いましたように、ちょっと危険な場所があったり駐車場が狭いということもあって、花見のシーズンは確かに多いんですけども、そういうゴールデンウィークに子どもたちが少ないのがちょっと気になりまして、質問させていただきました。

そこで、また再質問させていただきます。桑山はそういう遊びの場という面と、ほかに佐波川が決壊したり、南海トラフの大地震が起こってそれによる津波が来たときに、多くの市民が、桑山が見えるわけなので、そこに避難しようというところの位置にあります。先ほど質問した交差点改良や駐車場の整備は、平時のことだけではなく、災害時に災害救助のための大型車両が通行する際に必要な施設と考えます。

当然、公園整備には多くの費用がかかりますが、都市計画や地域防災計画を変更し、防災公園としての位置づけをしていただきたいと考えております。特に、県内の例でいうと、柳井市のコンパクトなまちづくりモデル事業にあるような、再生可能エネルギーを活用し、そういう防災公園の位置づけをした計画があります。そういう、桑山公園とソラールのある井上山というところももう公園として整備されてるんですが、そこを一体的に防災公園として位置づけて、そこを再整備するという考えが、市のほうで持っていただきたいとか、そういう位置づけをして、防災公園を考えながらそういう公園整備をしていただきたいと考えております。

そこで質問させていただきます。災害対応のマンホールトイレや太陽光を活用したソーラー照明施設、炊き出しに利用できるかまどベンチ、応急給水槽、防火水槽、大型緊急車両の通行を想定した園路、ヘリポートなどを整備する計画はありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 御答弁申し上げます。

議員から御提案のございました防災公園でございませけれども、都市の防災機能を向上させる、また災害時の支援物資の中で中継所になったり、避難者の一時収容所として有用な施設として整備をされることはございます。

ここ桑山公園と井上山公園につきましては、進入路や広場の一部区域が土砂災害警戒区域また土砂災害特別警戒区域として指定され、避難場所としての指定基準を満たしておりません。したがって、桑山公園につきましては、平成26年の避難場所の見直しにおきまして、避難場所の指定を解除したところでございます。

こうしたことから、桑山公園及び井上山公園について、防災機能を備えた公園として整備することは、今現在考えておりません。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○12番（吉村 弘之君） 今、防災公園としてという提案させていただいたんですが、急傾斜地等いろんな規制等があるということでお伺いしてるんですが、やはりそういう規制があっても、今から公園を整備するに当たっては多額な費用がかかるということと、市民はどこに逃げたらいいかということがあると思います。特に、山口県で一番広い平野がある防府平野で、当然、新田、石が口のあたりの方は桑山が目の前にありますので、そこに車を持って上がろうとか、そこに逃げようというところの中でそういう位置づけがされてないということになると、「えっ、そうなの」という感じになると思います。

いろんな問題があると思うんですけども、今から地方創生の中で必要なのが人口を増やすということと地域を活性化するという事の中で、もう一つ重要な要素として防災という、人の命を守るということが大切だと思います。

そういう防災公園をどこかに、市の中心部のできれば高台の位置にぜひ考えていただいて、私は桑山が一番適していると考えますので、その点は要望して、この項は終わりたいと思います。

次に、市民ふれあいベンチ設置事業について質問させていただきます。

先日、広島に本社がある会社の創立100周年の記念に、工場がある防府市の郵便局の前の公園に河津桜とベンチの寄贈がありました。広島市には、市民ふれあいベンチへの寄附が事業として制度化されておりますが、年間12基ほどのベンチ設置について募集があるそうです。その内容は、1口1万円で40口集まると1基が設置され、1口以上の寄附をした場合は名前をプレートに記載し、そのベンチに取りつけるというものです。

現在、防府市においても社会福祉協議会やロータリークラブなどベンチを寄贈してるものはありますが、市の事業としてきちんと制度化されたものではありません。

ことしから大河ドラマが始まり、それに伴って観光地を周遊する花燃ゆバスが運行されてます。私も何度か乗らせていただけてますが、これは感想なんですけども、毛利邸に行かせていただいたときに、その駐車場にはベンチが3つあります。これは、固定式では

なくて簡易な、置いてあるベンチなんですけど、そのうち2台は、とても観光客の方が座れるようなベンチでなくて、とても汚いということで、そこのベンチには座っておられません。ほとんどの方が、バスを待つのに立っておられるということで、その中で、こういうベンチ設置事業というのを提案させていただきたくて、次の2点についてお伺いさせていただきます。

1つ目、過去3年間のベンチの寄附状況を教えてください。2つ目、市民が触れ合うことができるベンチの設置を市民の参画や寄附で事業として制度化できないか、お伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 市民ふれあいベンチ設置事業についてお答えをいたします。

最初に、過去3年間のベンチの寄附の状況でございますが、ことし2月に寄贈を受けました1件のみとなっております。

次に、ベンチの設置を市民の参画や寄附で行う事業として制度化することについてでございますが、市内には各公園をはじめ、公共交通機関の駐車場や広場、観光地、レクリエーション施設などにベンチが多数設置されておりますが、市が管理するベンチについては、公園管理の一環として、適宜、修理や更新または材質の改善などを行っております。

ベンチの寄附制度につきましては、現在、大都市など一部の自治体で創設されており、寄附者の氏名とメッセージを刻んだプレートを取りつけるなど、個人や企業の記念として寄附されるケースが一般的となっておりますが、本市におきましても、寄附の申し出をお受けしたときにはプレートを取りつけた上で有効に活用させていただいております。

市といたしましては、この寄附制度にはいろいろな形があろうかと思っておりますので、他市の事例や市民の皆様の御意見も参考にしながら、今後検討させていただきたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○12番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございました。

今、郵便局の前の公園には、先ほど言いましたように企業の方がベンチを設置されて、そこに河津桜という早咲きの桜が設置されております。多分、10年ぐらいするとかなり大きくなって、すごく花見には適した公園にはなるはずだろうと思っておりますが、実はそこにも駐車場がなくて、私もあそこの公園で休んでいる方を一人も見ることがありません。

だけど、桑山の公園のほうは、先ほど申したとおり、花見のときにはたくさんの方が来られる中で、ベンチが昔のまま、公園をつくった当初のままの状況で、石のベンチだった

り、とてもそれをまた座ろうというベンチにはなっておりません。とても危険な状態です。

市の税金には、収入は限りがあります。こういうふうな、せっかくいろんな方がベンチや、この後にまた質問させていただきますけども、記念樹をやろうという文化が根づいておる防府市においては、そのどこに一番そういうのを設置したらいいかというのを、ぜひ優先順位とかそういう場所を早目に選定していただいて、いわゆる企業がここに設置したいというのであれば、そういうところはネーミングで何とか公園とかつけさせてあげて、言い方悪いんですけども、そういう寄贈していただいたり、また管理していただくということであれば、そこをその会社の公園みたいにさせていただいたらと思います。

防府ライオンズクラブに私は所属しておりますが、スポーツ公園のほうに、黄金の森ということでそういう植樹やそういう公園の寄贈をさせていただいて、年に1回、クラブのほうでそこを草刈りのアクティビティーということでさせていただいてます。そういう事業を、どこでやりたいかという会社の希望よりも、市のほうがどこをやってほしいかというのをまず決めていただいて、そういう場所を市のほうが誘導するという事の中で、公園整備をぜひしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。記念植樹用地の確保についてです。

市民による記念植樹は昭和62年度から始まり、これまで桑山公園、向島運動公園、向島緑地、大平山山頂公園、新築地緑地に植樹が行われてきました。平成27年度は、新築地緑地に桜と梅、合わせて45本の植樹が行われる予定で、全体の植樹本数は、その予定どおりいくと1,410本となる見込みとなっております。その内容は、1本につき2万円で、記念樹には記念プレートを取りつけるというものです。また、ライオンズクラブでも市内3クラブ合同アクティビティーとして、真尾の大歳神社奥の砂防堰堤付近に桜の木の植樹を行ったところです。このように、市民が参画して緑化事業に取り組む環境を整備することはとっても大切なことだと思っております。

そこで、次の2点についてお伺いします。

1点目、記念植樹の現在までの本数と場所はどのように決定してきたのでしょうか。  
2点目、今後整備される道の駅潮彩市場周辺の公園や佐波川新橋地区都市再生整備計画事業、新橋地区かわまちづくりなどにおける記念植樹用地の確保はできないか、お伺いします。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 記念植樹用地の確保についてお答えをいたします。

本市では、緑化推進を図るため、昭和60年に市内関係機関及び関係団体へお願いし、防府市緑化推進委員会を設置いたしました。委員会では、「明るい・豊かな・健やかな緑



と花のまちづくり」をテーマに数々の事業が行われ、その一つとして、昭和62年から記念植樹が行われてきたところでございます。

お尋ねの記念植樹の現在までの本数と場所の決定方法ですが、当初は市所有の土地で市民の皆様になじみが深く、広い場所を有している桑山公園と向島運動公園が最適と考え、平成19年度まで植樹を行ってまいりました。その後、平成20年度には大平山山頂公園、また平成21年度から現在に至るまで新築地緑地において植樹を行っているところです。昭和62年から現在まで延べ1,365本を市民の皆様にご植樹していただき、おかげをもちまして、桑山公園や向島運動公園など桜の名所となっているところでございます。

次に、今後の記念植樹用地の確保についてお答えいたします。

最初に、潮彩市場防府周辺の公園についてですが、市が管理する新築地緑地の「海に見える花の園」は、先ほど申し上げましたように、現在、記念植樹を行っておりますが、これから一帯の本登録を予定しております「みなとオアシス三田尻」の一部でございます港湾緑地は県有地となっておりますので、今後、県と協議を行ってまいりたいと考えております。

また、新橋地区かわまちづくりで整備をいたします佐波川周辺の土地につきましては、堤防用地を含めた佐波川の河川区域内であるため、洪水を防ぐ治水の観点から植樹は好ましいものではないと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○12番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございます。

実は、記念植樹については、先ほど御答弁ありましたように、かなりの本数が市内各地に植樹されておまして、私の目から見てもあと数年でいっぱいになって、どこに記念植樹をしたらいいのかなという状況だと思います。

今後、公共施設の整備というのは、税金を使うというんじゃなくて、そういう市民の参画や寄附によって行うものを調和させていくという実施方針を、そういう、決めていくことが大切だと思います。今後、税金の収入が少ない中、そういう施設を整備する上で、皆さんの参画を得て、そういう中で管理もお任せするという制度を今後構築していかないと、お金ばかりかかっていくと。どんどん、そういう、市民は遊ぶ場所とかそういう潤いのある場所を求めて公園に行きたいという中で、防府市民は桜の木がとても大好きで、そういう記念植樹があればあつという間に応募が埋まってしまうという状況の中で、当然管理もするような制度をつくったり、そういうことが必要だと考えてます。

一応、市民活動推進課においては、防府市参画及び協働の推進に関する条例に基づいて、

今、協働事業提案制度などの検討がなされると思います。公園事業についても、このような記念植樹として定着してるものもありますので、これらをモデルとして、そういう提案事業の中でそういう設計をしていただいたり、管理をしていただく中で、多少お金をつけて、市が管理するよりもそういう市民の参画を得て進めていくという事業をぜひ検討していただいて、これを要望して、この項の質問を終わります。

次に、英雲荘の整備計画と活用についてです。

国指定史跡萩往還関連遺跡三田尻御茶屋旧構内英雲荘が、平成8年から23年までの15年間の保存修理工事を終了し、一般公開されています。中でも、文化的な団体や催し物に幅広く貸し出せるようになり、先月にはお茶会が開かれて、和服を着た女性の姿は歴史的建造物としての建物と調和をしていました。また、ゴールデンウィークに、防府天満宮の芳松庵で、幸せますウィークの催し物、お茶と灯りのコンサートにはたくさんの方が訪れていました。

このように、歴史的遺産を市民に開放し文化的なイベントを催すことで、伝統と文化は継承され、持続的な観光客誘致につながります。しかしながら、英雲荘においてはまだ庭園の整備が途中であり、駐車場が砂利のまま、雨の日に和服で訪れた人にはとても不便なものになっています。そして、英雲荘駐車場横の大河ドラマ誘客事業関連で設置されている仮設トイレは、多額の予算を使って設置されたものにもかかわらず、その利用は余りされてないという状況です。駐車場透水性玉利舗装などの和風カラー舗装をしたり、大河ドラマ放映後にその仮設トイレをそのままにするのではなく、有効利用すべきであると考えます。

そこで、次の3点についてお伺いします。

1つ目、英雲荘の現在の入館者数と有料施設利用状況について、2つ目、英雲荘の整備経過と今後の整備計画について、3つ目、駐車場のカラー塗装化とトイレの活用について、お伺いします。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 英雲荘の整備計画と活用についてお答えいたします。

まず、英雲荘の現在の入館者数と有料施設利用状況についてでございますが、英雲荘の入館者数は、NHK大河ドラマ花燃ゆの放映決定にあわせ、昨年末から徐々に増加してきており、ことしに入ってから大幅な右肩上がりの状況でございます。平成23年度の一般公開以来の入館者数は、累計で、ことしの5月に2万人を超えたところでございますが、内訳といたしましては、平成23年度が3,579人、24年度3,932人、25年度2,526人、平成26年度が7,962人となっております。今年度に入りましてからは、

4月が967人、5月が1,872人の計2,839人の来館者がこの2カ月でございました。

また、有料施設の利用状況でございますが、平成23年度から26年度の花月楼の利用件数でございますが、平成23年度が6件、24年度4件、25年度3件、平成26年度が7件でございます。なお、今年度からは本館の貸し出しも開始いたしております、4月1日以降の利用について、現時点ですが、花月楼だけの貸し出しが4件、本館及び花月楼の貸し出しが3件の計7件となっております。利用内容は、いずれもお茶会の開催となっております。

次に、英雲荘の整備経過と今後の整備計画についてでございますが、英雲荘は平成元年9月に萩往還関連遺跡三田尻御茶屋旧構内として国指定史跡に指定されましたが、老朽化が激しいため、平成8年から23年まで建物の保存修理を行い、平成23年9月29日から一般公開を開始いたしましたところでございます。

その後、防災施設や庭園の整備に向けた事業に着手し、平成23、24年度に庭園調査及び測量を、同じく24年度に庭園基本設計と防災施設実施設計、またそれに伴う発掘調査を実施いたしております。

平成25年度には、防災施設工事により放水銃や貯水槽、ポンプ小屋などの整備を行い、26年度には水源確保のためのボーリング調査とともに、本館からの眺望改善のための樹木の伐採や剪定を行ったところでございます。

今後の整備計画でございますが、今年度は樹木の伐採・剪定を継続するとともに、明治期以前までの庭園を再現するため、池に水を引き入れるための護岸修復設計や給排水設計を進めることとしております。そして、平成28、29年度には、護岸修復、庭園の植栽、池への給水設備の整備などの工事を実施する予定といたしております。

また、花月楼のそばにあります屋外トイレにつきましても、今年度の実設計、28年度に工事施工の予定といたしております、庭園の整備が全て完了するのは平成30年度と見込んでおります。

あわせて敷地内にあります海洋民族資料収蔵庫におきましても、昭和36年に建設されたものであり、コンクリートの劣化が著しく、早急な移転、解体が必要となっております。この収蔵庫には、国指定重要民俗文化財であります73点の製塩用具がございまして、文化庁からの指導により、今後、三田尻塩田産業記念公園へ移設する予定でございます。

現段階での事業計画でございますが、今年度中に新収蔵庫の実設計に取りかかり、28年度に建設に着手、30年度に収蔵品を新収蔵庫へ移すとともに、英雲荘内にあります旧収蔵庫の解体を行いたいと考えております。

なお、これらの庭園整備の終了後には、現在駐車場となっております南側敷地の整備を引き続き行うことといたしております。

最後に、駐車場のカラー舗装化とトイレの活用についてでございますが、駐車場につきましては、国指定史跡内でございますが、これまでの発掘調査により、英雲荘の敷地を示す重要な遺構も見つかっておりますことから、庭園整備後に新たな整備計画を策定する必要があります。

また、駐車場内に設置しました仮設トイレでございますが、大変御好評をいただいておりますが、大河ドラマ誘客事業終了後につきましても、平成30年の明治維新150年までは英雲荘に存置するとともに、その後は有効活用できるよう関係部署間で検討してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、国指定史跡内の整備ということで、国や県と連携しながら事業を進める必要がありますことから、整備にはかなりの年数がかかりますが、引き続きお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○12番（吉村 弘之君） 御答弁ありがとうございます。

英雲荘の、今、過去5年間を聞かせていただいて、約2万人で、今2カ月で約3,000人弱なんですけども、このままでいくと1万7,000人、私は2万人を超えて、過去の累計の数字を突破して、過去にない英雲荘の来客数になると考えてますので、明治維新150年祭に向けて、一年でも早い進捗を上げていただいて、特に池がまだ未整備ということで、その池があると、やはりそういうお茶会とか、ちょっと夜にコンサートをしたり、芳松庵のときにも芳松庵の中に池があったり、それを活用した夜のコンサートをやるということはとても幻想的で、そういう観光客に対しても夜のイベントをすることが、その飲食業の、何か食べようかなということにつながったり、いろんなことにつながっていくと思うんです。一応、予算のこととか整備計画のことはあると思いますが、ぜひ英雲荘については、ますます事業進捗を上げていただいて、活用を考えていただきたいと思っております。

この間、阿弥陀寺のあじさい祭の、21日がほんとのあじさい祭、その1週間前に私も阿弥陀寺に行かさせていただいて、その宝物館に行きましたところ、やっぱり団体客の方にとっても好評で、そういうふうな、そこにしかないものというのを英雲荘にもぜひ必要かなということで、今、大河ドラマ館にあるような、ジオラマとって、昔の英雲荘の姿をあらわしたり、そういう海洋資料の収蔵庫を撤去されて塩田公園に移すということもありましたが、やはりそういう、長州藩がなぜ明治維新のときにこんな英雲荘をたくさん拡

張できたり、明治維新の原動力になったかということについては、やはり製塩業というものは大切だと思います。

何かそういうビデオとか、撤去されてもいいんですけども、そういう上映するような施設とか、そういうジオラマを見せたりする中で、英雲荘にしかない、ここに来たら説明が受けられるとか、そういうふうな見せ方も大切じゃないかなと思っております。そういうふうな上映したりパネルをつくったり、夜にコンサートを開くなどして、そういう観光の誘客事業に、ぜひ頑張ってくださいと思います。

その中で、ちょっと再質問させていただきます。

駐車場横の仮設トイレは、今、下水道に直結されているということの中で、これも有効活用して、その撤去後には、災害用のマンホールトイレとして、災害のときにたくさんの方がまた英雲荘のところに、逃げてこられるかどうかは別ですけども、そういう災害用のマンホールトイレとしての活用を考えていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしました、この駐車場として利用している敷地も国指定の史跡でございまして、仮設トイレにつきましても、実は文化庁の許可をいただいて限定的に設置をしております。したがって、整備計画をつくりました後は、先ほど議員から御提案ありました下水道の管等も全て撤去して更地に戻すように指示をいただいております。今後、史跡としての整備をやっていくということになっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 吉村議員。

○12番（吉村 弘之君） 御答弁いただきました。

駐車場のところも史跡の範囲に入って、そもそも駐車場として将来の活用がちょっと難しいということの中で、そういう大河ドラマが終わっても維新150年祭というものもありますし、今後の駐車場整備については、地元住民の方とよく協議していただいて、周辺地にぜひ駐車場を整備する計画を早く協議の場へ上げていただいて、早目の調整をよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、12番、吉村議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、24番、高砂議員。

〔24番 高砂 朋子君 登壇〕

○24番（高砂 朋子君） 公明党の高砂でございます。それでは、通告の順に従いまして質問を3点させていただきますので、どうかよろしくお願いをいたします。

まず、1点目でございます。指定管理者制度における労働環境の整備について。

総務省は、指定管理者制度が平成15年に導入されて以来、導入施設が増加傾向にあり、と同時に留意すべき点も明らかになってきたことを受け、平成22年12月に運用に関する通知を各都道府県に出しております。

通知には、指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定に当たっても指定管理者において労働法令の遵守や雇用、労働条件への適切な配慮がなされるように留意することの項目もあり、行政側の取り組みを求めています。

その後、平成24年11月には、公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果を取りまとめました。指定管理者の評価の実施状況については、市区町村が導入している施設の66.1%が実施しており、そのうち公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入している施設は、15.4%となっております。労働法令の遵守や雇用、労働条件への配慮規定の協定等への記載状況については、選定時にも示し、協定書等にも記載している市区町村の施設数の割合は、37%でございます。全国的に指定管理者制度導入の施設も年々増加し、指定期間も長期化の傾向にあるという数字が出ております。

豊中市のホームページを見てみますと、評価基準項目の中に、財務の健全性、市民満足度への配慮などのほか、従業員への配慮、危機管理体制、個人情報保護の体制の3点があり、重要な点だと思ったわけでございます。指定管理者の選定及び管理状況の評価について調査、審議するために、学識経験者のほか、財務に関しては公認会計士やまたは税理士、従業員の労務管理に関して社会保険労務士等を委員として入れていらっしゃいます。この充実した評価制度の運用を通じて、継続的な改善を図り、指定管理業務に反映させることにより、市民サービスの一層の向上へとつなげていくとのことでございます。

また、出雲市におきましては、指定管理者等の従業員等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備等が適正に行われていることを審査するため、専門的知見の活用ということで、島根県社会保険労務士会に委託しております。

今後増えていく傾向にある指定管理者制度導入の施設、そして指定期間も長期化の傾向にあります。体制として整備しておかなくてはならないのが、総務省の通知のとおり、指定管理者制度における労働環境でございます。利用される市民の皆様にとっても、そこで働かれる市民の皆様にとっても、福祉向上のため大変重要なことだと思っております。

そこで、質問をいたします。

1点目として、指定管理者の労働関係法令の遵守については、市としてはどのように把握されているのでしょうか。現状をお聞かせください。

2点目として、労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮規定の協定等への記載状況についてはどのようになっていますでしょうか。現状をお聞かせをください。

3点目として、適正な労働条件の確保のために、社会保険労務士等専門的知見を有する外部有識者の視点を生かした労働条件審査の導入が今後必要かと思えますけれども、いかがでしょうか。

以上、3点の御所見を伺います。

○議長（安藤 二郎君） 24番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、指定管理者制度は、地方公共団体が設置する公の施設の管理運営方法について、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者などが有する能力やノウハウを活用することによりまして、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを主な目的として導入された制度でございます。

本市におきましては、地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者制度を平成18年度から導入いたしております。本市が設置する公の施設のうち、より効果が期待できる施設といたしまして、現在39施設に導入をいたしております。

本制度導入に当たりましては、防府市指定管理者制度ガイドラインを策定しまして、指定管理者の指定手続の透明性や公平性の確保を図るとともに、導入後の運用についても十分配慮しつつ、効率的・効果的な施設運営と市民サービスの向上に努めているところでございます。

まず、1点目の指定管理者の労働関係法令遵守の把握状況についてでございますが、指定管理者の労働関係法令の遵守につきましては、議員御案内のとおり、平成22年総務省通知の指定管理者制度の運用に、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意する旨が記載されておりますので、本市で作成しておりますガイドラインを改訂し、指定管理者の候補者選定の段階におきまして、利用者の利便性の向上が図れる事業計画であるか、また適正な人員配置計画がなされているか、また人件費を含め雇用・労働条件は適切であるかなど、総合的な審査の実施や労働基準法などの労働関係法令の遵守を業務仕様書に明記することの必要性を追記しまして、施設所管課に周知しているところでございます。

また、適正な管理運営を確保するため、指定管理者から事業報告書などの提出を求め、指定管理者による公の施設の管理運営が、業務仕様書または協定書などのおおりに適正かつ確実にサービスの提供がなされているかどうか、指定管理者がサービスを安定的かつ継続的に提供することが可能な財務状況であるかなどもチェックしまして、評価するモニタリングを毎年度実施しております。その評価項目の一つでございます適切な労働条件や労働環境の確保につきましては、各施設所管課において確認を行っているところでございます。

次に、労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮規定の協定などへの記載状況についてのお尋ねでございましたが、指定管理者と締結する協定書には、管理運営業務や指定管理者の責務などの項目がありまして、各項目の内容の記載は仕様書のおおりにするといった仕様書の内容を引用する形での記載となっております。この仕様書には、指定管理者の業務や責務として法令遵守の項目を設け、具体的に労働基準法、労働安全衛生法ほか、労働関係法令を遵守することが記載されております。

このように、指定管理者に対しては協定書と業務仕様書を合わせて、労働関係法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮を求める内容の記載となっております。

次に、適正な労働条件の確保のために、社会保険労務士など専門的知見を有する外部有識者の視点を生かした労働条件審査導入の必要性についてのお尋ねでございましたが、適正な労働条件の確保につきましては、総務省からも制度運用上の留意事項として通知を受けておりまして、本市では指定管理者の候補者選定委員会の委員には、施設によってその構成は異なりますが、公認会計士、社会保険労務士などの専門的知見を有する外部有識者を含めるようにいたしております。

また、指定管理者に対するモニタリングにつきましては、労働条件や労働環境を評価し、おおむね適切に対応されているとの報告を受けておりますので、本市が施設の管理運営を任せております指定管理者につきましては、適切な雇用、労働条件が確保されているものと認識いたしております。

今後、本市におきましても指定管理者制度を導入する施設が増えることが予想される中で、議員御指摘の指定管理者が雇用する労働者の労働条件の適切な確保は極めて大切なものであると認識をいたしておりまして、毎年度実施するモニタリングの評価チェック項目を細分化し、労働条件に関する点検項目をより明確化することで、労働環境への配慮の強化を進めてまいりたいと考えております。

また、指定管理者制度を導入する施設の分類によっては、議員御提案の外部有識者による労働条件審査の必要性が今後高まってくると思われまますので、先行実施している他市の



取り組み状況などの把握にも努め、研究をしてまいりたいと存じます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございました。

この指定管理者制度導入の施設が全国的にも増えている中、また指定期間も長期化の傾向にあるという中、この指定管理者制度の中における労働環境の整備というのは大変重要な項目だと思います。また、そのことを今の御答弁によりますと認識をしていただいておりますし、労働条件また労働関係法令の遵守について、さまざまな御配慮をいただいていることはよくわかりました。

私もこの質問をするに当たりまして、指定管理者のモニタリング票、先ほど御答弁にもありましたが、年度ごとに提出をされて、また公表されているものを改めて見てみたわけでございます。

先ほど御紹介をさせていただきました豊中市のホームページには、きちんと項目として、従業員への配慮、そのほか危機管理体制であるとか個人情報保護の体制という項目もありまして、評価がされているわけでございますけれども、防府市におきましてのこのモニタリング票の中にはさまざまなことが確かに書かれてはありますけれども、従業員への配慮という項目立てがあるわけではありません。また、労働関係法令の遵守についての項目をきちんと明確にしていくと、そしてそれを公表すると、そういった細分化された公表の仕方が必要ではないかというふうに思っているところでございます。

市の評価という項目もございましてけれども、これは各部署によって書き方はさまざまでございますけれども、二、三行のところ、また10行のところと、それぞれ書き方はさまざまでございます。この市の評価に当たっても、やはり項目立てをしてきちんと評価をしていく、それを市民の皆様に公表していく、こういったことが必要ではないかと思っているところでございます。

先ほどの御答弁の中には、細分化をして強化をしていくという御答弁もありましたけれども、改めてこのモニタリング票の改正、皆様に公表されるわけですので、皆様にわかりやすい公表の仕方をと望みたいところでございますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

確かに、指定管理者のモニタリングというのは大変重要でございます。そして、労働条件等につきましても、実際にサービスを提供される方でございますので、このモニタリング票の中に先進地事例等も参考にしながら入れ込んでいきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） ありがとうございます。ぜひ、早急に検討をしていただきたいと思っております。

選定に当たっては、ガイドラインの改定によって必要性を追記しているということでもございました。選定に当たっても、また年度途中の評価に当たっても、やはり適正な労働条件の確保のためには社会保険労務士等の専門的な知見を有する、こういったことが必要ではないかと思えます。市の方のいろいろな取り組みに加え、こういった専門的な知見を有してきちんと労働条件の確保をしていくと、こういったことが必要かと思えますので、先ほどの御答弁では、研究をしていくということでもございました。積極的な御検討をさせていただいて、早急に導入をしていただきたいと思っております。どうかよろしく願いをいたします。

この項については、質問を終わります。

申しわけありません。ちょっと1点、要望が漏れておりましたので、追加をさせていただきます。

先ほど御紹介をいたしました豊中市の例の中に、危機管理体制、個人情報保護体制という視点からのモニタリングも項目としてございました。こういったことも今後は必要ではないかと思っております。さらに、充実をさせていかななくてはならない指定管理者制度でございます。どうか、この点についても御検討をよろしく願いしたいと思えます。

以上で、この項については終わります。

次でございます。2点目、中小企業振興の施策についてお尋ねをいたします。

平成26年6月、小規模企業振興基本法が施行され、国、地方、公共団体、支援機関等は小規模企業の事業の運営を適切に支援することが定められました。同年の中小企業白書では、小規模事業者特に焦点が当てられ、実態や課題が明らかにされています。小規模事業者が厳しい経営環境の中で成長型企業を目指すというよりも、事業を維持し充実させていくことに重きを置いているところが大半であるということがこの白書によって明らかになっております。

今後の中小企業政策の立案に際しては、本格的な人口減少社会を見据え、いかに中小企業、小規模企業者が生き残っていけるか、中長期的な観点から戦略的に考えていく必要があると思っております。

事業の維持、次世代へのバトンタッチということで同白書の中から、今回、事業承継についての項を見てみますと、親族による承継が年々減少してきており、内部昇格や外部招

聘等の第三者への継承が増加しているようでございます。後継者の育成には時間がかかるとしながらも、事業承継の準備ができていない中小企業が、年代によって差はあるわけですが、4割から6割あるとの公表でございます。事業の後継者がいない、この問題は大変深刻でございます。事業承継が順調にいかないことは、休廃業や解散という事態につながり、中小企業の持つ貴重な技術やノウハウが継承されないこととなります。今後、早い段階からの事業承継の準備に着手してもらうよう、きめ細やかな情報提供や意識づけが必要となってまいります。

本年4月1日、中小企業経営承継円滑化法が施行され、1点目、遺留分に関する民法の特例、2点目、金融支援制度、3点目、相続税、贈与税の納税猶予の特例、こういったものが創設されました。法整備が一步進んだことを受け、中小企業の皆様が一番身近にある市行政として、各関係機関との連携の中できめ細やかな支援を講じていただきたいと考えております。

一方、人材育成、特に若い世代の人材育成を今後どのようにしていくかという点ですけれども、自社で育成することは大変難しい状況である、公共的な職業訓練の必要性を感じているとの声も聞きましたし、若い人がすぐやめてしまう、技能が継承できない、こういった声も聞いてきたわけでございます。

教育現場におきましても、キャリア教育やインターンシップ制度の導入等の必要性が全国的にも上げられるようになりました。人材育成、特に若い人への切れ目のない支援、その後の就労の定着は、あらゆる角度から見て大変重要課題だと思っております。

先日、六代もの長きにわたって続いているものづくりのある企業に伺う機会があり、初代が毛利家に工作されたものをおさめていらっしゃることや、七代目への期待を持っていらっしゃることを伺ってまいりました。これまで技術を伝承されてきたことにただただ感動し、敬服いたしました。

ものづくりの歴史ある防府市にあって、これまでに培われてきた技術またノウハウなどが次世代へバトンタッチされていくことの重要性を強く感じているところでございます。

るる申し上げました。本年3月、議員提案による防府市中小企業振興基本条例が制定されたことを受け、今後、総合的かつ計画的に中小企業振興のための施策が展開されていくことを期待しておりますけれども、これまでの支援制度、またさまざまな取り組みに加え、事業承継そして人材育成への支援拡充を視野に今後の計画の策定を望みたいと思っております。市当局の御所見を伺いたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 24番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 議員の御質問にお答えします。

議員御案内のとおり、本年3月議会に防府市中小企業振興基本条例が議員提案として上程され、議決されたところでございます。現在は、産業振興部のほうで8月の条例施行に向けて中小企業振興会議の準備や基本計画案の作成、今年度の商工振興予算を条例掲記の基本方針に分類する作業などを行っている最中でございます。

さて、本市には長い歴史を誇る、いわゆる100年企業と呼ばれる事業所が存在しております。議員より御紹介がありました六代続く企業もまさにそのようなところではないかと思料いたします。戦争や災害に加え、市場環境の変化や事業承継など内外のさまざまな困難を乗り越えてきた希有な存在であるこうした事業所は、技術等の新陳代謝を怠りなく行い、厳しい競争を生き残ってきた経緯をお持ちであり、本市の中小企業の経営のよきお手本となっております。

しかしながら、こうした企業や事業所が経済のグローバル化や少子高齢社会の到来により後継者を失い、高い技術がありながらも事業の継続が困難になってしまうことは、私としてもまことに残念に思うところでございます。本市の商工業衰退につながるだけでなく、本市の長い歴史の一部を失うことにもなるため、市全体の問題として強く認識しなければならないと考えております。

このため、まずは後継者や人材に悩む中小企業等から現状についてお話をお伺いしたいと思えます。その上で、中小企業振興会議などに中小企業の事業承継や人材育成の支援策をお諮りして、施策の充実を図りたいと存じます。

また、現在、NPO法人コミュニティ友志会へ、委託事業として、中小企業等へ無料で若手社員の育成プログラムを提供しているところでございます。このような既存の人材育成事業についても非常に有意義であると思えますので、必要な方へ積極的にお知らせをし、利用していただけるよう努力してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

中小企業振興のための条例を策定すべきとの同僚議員が粘り強く提案されたことを発端に、議会で議論を重ね制定された中小企業振興の基本条例でございますが、それを受け、今後、計画が策定されていくわけですけれども、さまざまな準備をされているということをお伺いいたしました。

私が今御紹介をいたしました、六代の長きにわたって一つのものづくりに取り組んでいらっしゃる方にお会いして、これはほんとに防府市にとって素晴らしいお手本のような企

業だなというふうに思ったわけですが、そのことを担当の課長さんのほうにもお伝えしたところ、早速御訪問もしていただき、さまざまなお話を聞かせていただいたと、そういうふうに課長のほうから報告を受けました。

そういったことを考えてみますと、やはり現場に足を運んで、さまざまな御苦労やこれまでのいろいろな取り組んでこられたすばらしいこと、そういったことを知った上で今後の計画に反映をさせていく、こういったことが必要ではないかということ強く思っているわけでございます。つないでいくことということは、ほんとに御苦労があるんだなということを改めて感じているところでございます。

また、先ほど御紹介をいたしましたように、白書の中では、事業承継については大変な御苦労も伴い、時間がかかると、また相談をするにしてもすぐ形になるわけではなく、いろいろな取り組みに対してのさまざまな関係団体、また地方公共団体等の支援が必要であると、そういったことが書かれておりました。そうしながらも、中小企業の持つ貴重な技術やノウハウを続けていかななくてはいけない、そういったことでございます。そういった意味では、事業の承継ということがいかに大切であるかということで質問を今回させていただいたわけでございます。

ここで、ちょっと2点ほど再質問をさせていただきます。

計画策定やその後の実施については、各関係機関との連携が不可欠だと思います。その点については、具体的にどのようにされていくか、お聞かせをいただけますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） お答えします。

条例の中で、市の責務ということで、社会経済情勢の変化に対応した適切な措置を講じ、主体的なさまざまな関係機関と連携を図ることと、このようになっております。

現在、中小企業の振興会議の委員については、公募委員それから学識経験者、中小企業等の中から選定をするということにしておりますので、基本的には商工会議所のいろんな部会がありますけども、部会から推薦を受けて委員を出してもらおうという形で調整をしております。

そういった中で、推薦者である商工会議所あるいは会議所の部会のいわゆる業界の上部団体ですか、そういう企業、それから金融機関あるいはハローワーク等の関係監督行政庁、関係機関とさまざまな意思疎通を図ることになりますので、この条例の施行によりまして今まで以上にこれらの関係機関と連携協力がとりやすくなりますので、一層連携をとりながら作業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） ぜひとも、各関係機関との連携を密にして、この計画を策定、またその後の実施に当たっていただきたいと思っております。やはり、金融機関におけるいろいろな責務等も条例の中に組み込ませていただいておりますことから、金融機関の皆様方にとっても大変取り組みがしやすいと、そういった声も聞いております。

また、商工会議所やまたハローワーク等、そういったさまざまところとの連携の上で、具体的に、皆様にほんとに喜んでいただけるような施策を展開していただきたいと思っております。

また、先ほどから申し上げておりますが、現状を知ってその声を反映をしていくと、そういった観点から、今後も中小企業への訪問活動が大変重要になってくるのではないかと、いうふうに考えておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 計画をつくったりする中で、企業の訪問が必要ではないかということですが、この振興会議の中の活動の一環として、中小企業の訪問を振興会議でいくのか、あるいは市の産業振興部のほうの業務の一環としていくのか、その点はまだ現在の時点では決めておりませんが、中小企業が本市の経済にとって果たす役割は非常に重大ということですので、確実に訪問はしなければいけないことであるとは認識しています。

それと、どこの企業を実際に訪問するかにつきましては、いろんな情報に基づいて柔軟に対応したいと考えていますので、議員さんにおかれましても、ここに行ったほうがいいということがあれば、ぜひその情報をお知らせいただけますようお願いいたします。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） しっかり現場に足を運んでいただいて、実のある計画、またその後の実施にしていきたいと思えます。

それから、最後に人材育成に関する支援について、いろいろ取り組んでおられる市を2つほど御紹介してみたいと思えます。人材育成ということで、補助金制度の導入をしていらっしゃる市でございます。

苫小牧市でございますが、中小企業人材育成補助金制度ということで、中小企業大学校などに社員を派遣した場合、講座の受講料の一部を補助するものだと思います。対象は、市内に事業所または事務所がある中小企業者であること、中小企業基盤整備機構主催の研修事業を受けることなどが条件になっているようでございます。お一人2万円まで、

1 事業所 10 万円までということです。

また、長野市におきましては、ものづくり産業中小企業者等人材育成事業補助金制度ということで、これは二方向ございまして、1 つは情報通信の関連産業を主とする中小企業者を対象にすると、この場合はお一人が 10 万円まで、1 事業者 30 万円までとなっており、もう一方は、市内のものづくり産業を主とする中小企業を対象にするということで、1 名 3 万円まで、1 事業所 10 万円まで、こういったことでもございました。これは、ホームページで検索させていただいたものを御紹介させていただいたわけでございます。

やはり、人材育成するといってもなかなか自社ですということが難しいというふうにも、ある企業の方がおっしゃってございました。防府商工高校におきましても、卒業生が誕生し、市内へも就職をされた、そういうふうにも伺っております。また、市外からまた県外から市内の中小企業に就職される方もあるやと思います。

そういった方々にとって、やはり技術を習得していく、またいろいろなノウハウを公共的な立場で習得していく、こういったことも大事かもしれません。防府市には、防府地域職業訓練センターそういったものもございまして、またいろいろな取り組みがされております。その上で、こういった人材育成のための補助金制度の導入は必要ではないかということを感じているところでございます。

こういった手法も中小企業の皆様とともにということで、確立できたらなというふうにも思っております。これは、要望とさせていただきたいと思っております。ぜひとも、よろしくお願いをいたします。

せっかくできました大切な大切な中小企業振興のための条例、これが実効性のあるものになるようしっかりと取り組んでいただけますようお願いをいたしまして、この項は終わりたいと思っております。

3 項目は、午後からということにさせていただきたいと思っております。時間が、中断させていただきますようになりますが、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員の質問事項が 1 項目まだ残っておりますけれども、ここで昼食のため午後 1 時まで休憩といたします。

午前 11 時 54 分 休憩

---

午後 0 時 59 分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。24 番、高砂議員。

○24 番（高砂 朋子君） 午前・午後と 2 つに分かれてしまいました。午前中は指定管

理者制度における労働環境の整備についてということと、中小企業振興の施策についてということを質問をさせていただきました。

これよりは、3項目めでございます。福祉タクシー利用券の充実についてお尋ねをいたします。

この制度は、重度の障害がある方たちの日常生活における利便性の向上、社会参加の促進を図ることを目的に、全国的に取り組まれている制度でございます。各市町村の地域性、障害者の方々の実態によって実施形態はさまざまでございます。県内を調べて見ましても、対象者、助成金額、交付枚数、利用方法等、同一ではございません。防府市においても、長年、有効的に利用されてきた助成事業ではございますけれども、さらなる充実のために、いま一度実施形態の見直しをお願いしたいと思い、今回質問をさせていただくことにいたしました。2点ございます。

1点目として、身体障害者手帳1級から3級の方、療育手帳のAの方、精神障害者保健福祉手帳の1級の方に交付されている福祉タクシー利用券でございますが、近年の利用状況、そして返還状況を伺いたいと思います。

2点目として、1乗車1枚500円の助成となっており、未利用分は返還となっておりますが、利用者の中には、遠隔地からの利用で2枚の利用を望んでおられる方もあります。障害の程度や通院などの利用回数もそれぞれであり、1乗車1枚助成を見直し、1乗車2枚まで可能とするなど、もう少し柔軟な対応をすべきではないかと思っております。この点についても、御所見を伺いたいと思います。

長門市におきましては、1乗車2枚まで利用可能となっております。対象者も拡充されております。県外を調べてみましても、相模原市は、平成26年度から1乗車当たりの利用枚数の制限を撤廃、また栃木県真岡市は、1乗車基本料金分の2枚まで可能、そのほか6枚まで可能とか、7枚まで可能、そういった市もあったわけでございます。さまざまな取り組みの仕方があるわけです。人工透析の方への利用券は、タクシーの利用券と自動車の燃料券の選択制になっている、こうした取り組みのところもありました。御紹介をしておきたいと思っております。

防府市にお住まいの障害者の方々にとって、使いやすいタクシー利用券となるように見直しが必要な時期が来ているのではないかと思っております。この点について御所見をお伺いします。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 福祉タクシー利用券の御質問にお答えいたします。

最初に、近年の利用状況、返還状況についてでございますが、平成24年度は交付枚数



12万2,950枚に対し、利用枚数5万1,986枚、返還枚数は7万964枚で、利用率は42.3%、平成25年度は交付枚数12万3,250枚に対し、利用枚数4万8,505枚、返還枚数は7万4,745枚で、利用率は39.4%、平成26年度は交付枚数11万5,350枚に対し、利用枚数4万2,254枚、返還枚数は7万3,096枚で、利用率は36.6%となっておりまして、利用率も年々少しずつ低下し、半数以上のタクシー利用券が返還されている状況でございます。

次に、1乗車2枚までとの御提案でございますが、現在の予算立てにつきましては、全交付枚数分ではなく前年の利用率の平均を参考に計上しておりますため、1乗車2枚まで可能とすることで利用率が上がるとすれば、当然、支出額、経費の増加が見込まれますが、議員御指摘のとおり、遠隔地からの利用者は料金が1,000円を超える場合も多くなっている、こういったことを考えますと、また現在ほとんどの福祉タクシー業者の初乗り料金が500円を超えて630円となっている現状を考えますと、1回の乗車が1,000円を超える場合は1乗車2枚までという助成は、利用者の方の利便性が高まり、利用率の向上につながると考えられますので、実施に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

現状を踏まえていただいた上で、1乗車2枚まで可能ということに積極的な御回答をいただいたと思っております。ぜひ、新年度に向けて早速準備を始めていただきたい制度ではないかというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

順序はちょっと逆になりますけれども、利用状況や返還状況をお伺いいたしました。24年度が42.3%の利用率、25年が39.4%、26年度が36.6%ということで、年々利用率は下がってきているわけでございます。それを考えますと、やはりニーズはどこにあるのか、そういったことを探る必要があるのではないかと考えております。そういった意味では、皆様の思いを聞き、利用状況や要望を聞くことが大事なのではないかと考えているわけでございます。

そこで質問をいたしますが、そういった実態や要望等を把握するために、利用者の方にアンケートを実施して今後に生かす、そういったことをするべきではないかと思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えいたします。

福祉タクシー利用券の充実につきましては、今後タクシー利用券の更新時に質問するなどして、じかに利用者の要望等をお聞きしたいというふうに考えております。これによって、今後に活かしていこうというふうに考えております。

ただ、一方サービスの対象外となっている障害者もいらっしゃいますので、その辺とのサービスのバランスも考慮しながら、総合的な観点から今後障害者の方が利用しやすい制度となればというふうなことを考えております。そのときには、自動車の燃料券の助成等も含めて考えたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） 利用者の皆様の現状を踏まえて、きめ細やかな事業となるようにしていただきたいと思えます。

自動車燃料券のことについては、人工透析の方にもいろいろとお聞きをしてみますと、やはり車を運転されての通院をされてる方も市内に結構いらっしゃるということでございました。ある市では、タクシー利用券と自動車燃料券の選択制になっていると、こういったこともしっかり研究していただいて、導入していくべき制度ではないかというふうに思っておりますので、今御答弁のとおり、ぜひともよろしく願いをいたします。

それから、対象者の拡大については、かつて精神障害者の保健福祉手帳をお持ちの御家族の方から御相談、御要望を受けて質問で取り上げさせていただきまして、実施をして、今いただいております。このことに関しては感謝を申し上げますけれども、やはり、今、部長がおっしゃったようにお出かけの支援というのは大変大事になってきます。少しでもお元気に日々過ごしていただくための大事な条件だと思います。

そういった意味におきましては、療育手帳がAの方だけになっておりますが、Bの方にも対象を広げていくべきではないか、また精神障害の1級の方だけではなくて、2級の方にも必要とあらば使っていただく方策を講じていく必要があるのではないかと、こういったことを考えるわけですが、対象者の拡大についてはちょっとお考えを聞かせていただければと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 対象者の拡大でございますけれども、先ほども少し申しましたけれども、実際にサービスの提供を受けていらっしゃる障害者、こういったバランスも考えなくちゃいけません。そんな中で、12市中でうちの条件より軽度の方にも若干の金額を落としてサービスを提供しているという場合も知っておりますので、そういったことも総合的に考えて検討させていただければと、将来の課題になるかもしれませんが、

検討させていただこうというふうには考えております。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） 誰もが住みやすいこの防府の地で、移動ということに関しての助成があるということは大変重要なことだろうと思っております。使いやすいタクシー利用券となるように、この際、しっかりニーズを把握していただいて、見直しが必要な時期に来ていると思っておりますので、自動車燃料券のことも申し上げましたが、さまざまなニーズを探っての方策となるように願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。どうかよろしくお願ひをいたします。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、24番、高砂議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、9番、山根議員。

〔9番 山根 祐二君 登壇〕

○9番（山根 祐二君） 公明党の山根祐二でございます。通告に従って質問をいたします。

最初に、クリーンセンター運営状況についてお尋ねをいたします。

防府市では、老朽化した一般廃棄物処理施設にかわる新クリーンセンター廃棄物処理施設を建設し、平成26年4月より運営を開始しております。ごみの分別方式はこれまでと大きく変わり、ごみ分別に対する市民の意識もこの1年で変化したことと思います。市当局の事前の説明から始まり、供用開始より1年かけての御苦勞に感謝申し上げます。

施設の運営状況も報告されております。ごみの減量には大きな効果が見られるようです。また、資源ごみの回収につきましても、多くの品目で前年度より増加し、新分別品目である紙パック、紙製容器包装、プラスチック製容器包装は、合計947トン回収されております。最終処分場に搬入される埋め立てごみは、直接搬入分も減少していますが、特にクリーンセンターから搬入する焼却灰等は大きく減少が見られます。循環型社会の形成を推進することを目的とする事業の効果が示されております。

さて、質問ですが、市民に分別収集も浸透してきており、平成27年度は市も市民も協力してさらなるごみの減量化、リサイクル、リユースに取り組んでいきたいと考えます。そこで、昨年度1年間に対する御所見と27年度以降の取り組みについて伺います。

次に、新施設で新たに設置をいたしました啓発施設では、家具等を簡易修理して再利用品として無料譲渡しております。市広報に発表していますが、26年度1年間で10回ほど再生家具等の展示会を開催しております。市民の関心も高く、708件申し込みがあり、

抽せんを行い、希望者に208点が譲渡されています。総展示個数や申し込みなしの物品の処理等、展示譲渡の状況をお聞かせください。

また、家具等の修理の体制はどうなっておりますでしょうか。

再利用家具等の展示会ですが、より多くの市民に来ていただくためには、時には土曜・日曜にも展示会を実施してはどうでしょうか。譲渡した家具等は自分で持ち帰っていただくことになっていますが、タンスやソファなどは自家用車では運搬が困難だと思います。希望される方には市が有料で行うか、あっせんすることはできないでしょうか。

以上、お答えください。

○議長（安藤 二郎君） 9番、山根議員に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、平成26年度のごみ処理状況に対する所見と平成27年度以降の取り組みについてのお尋ねでございましたが、昨年4月に新しいクリーンセンターの供用を開始し、国内初となります、ごみの焼却熱と生ごみなどから生成するバイオガスの燃焼エネルギーを利用した高効率な廃棄物発電を行いますとともに、焼却灰の全量セメント原料化や不燃ごみからの高度な金属回収を行うなど、環境負荷の低減に配慮したごみ処理を行っているところでございます。

また、新しい施設の稼働に合わせまして、プラスチック製容器包装など容器包装リサイクル法の対象品目の完全実施を含む新たな分別収集を全市一斉に開始するなど、循環型社会の構築に向けた取り組みを推進しているところでもございます。

平成26年度のごみ処理状況でございますが、可燃ごみは約3万5,000トンと平成25年度と比較いたしまして約1万トン、23.7%減少しております。一方、資源ごみの回収量は2,452トンと、平成25年度と比較をしますと1,008トン余り、70%増加しております。その結果、リサイクル率は、平成25年度の8.2%が25.8%と飛躍的に上昇しております。

このように、ごみ減量化とリサイクルが大きく進みましたことは、市民、自治会、事業者の皆様が、ごみの減量化とリサイクルの必要性を認識され、ごみの分別などに積極的に取り組んでいただいた成果でございまして、皆様の御協力に感謝申し上げる次第でございます。

しなしながら、1人1日当たりの家庭ごみの排出量は、平成25年度の665グラムから554グラムへと大幅に減少はいたしましたものの、平成25年度の全国平均が527グラムでございますので、依然としてそれを上回っているのが実情でございます。

また、リサイクル率につきましても、防府市ごみ処理基本計画の平成27年度の間目標値であります29.6%を達成できていない状況にございまして、さらなるごみ減量化とリサイクルの推進に向けた取り組みが必要であると考えております。

排出される可燃ごみの中には、いまだに古紙類やプラスチック製容器包装などの資源ごみの混入が見られます。また、資源ごみの中にも分別が不十分なものや汚れて資源化できないものもあるなど、新たな分別区分への理解が十分とは言えない状況もございます。このため、市広報、ホームページなどでよりわかりやすい分別などの啓発を引き続き行いますとともに、資源ごみ・危険ごみステーションに出向いての分別指導や説明会の開催など、ごみの分別排出に対する理解の促進を図り、ごみ減量化とリサイクルの推進に努めてまいりたいと存じます。

次に、再利用家具などの展示と譲渡の状況についてのお尋ねでございましたが、家具などの再用品の展示及び譲渡は、クリーンセンターに搬入された粗大ごみの中から使用可能なものについて、可燃ごみ処理施設の1階に設置しております啓発施設におきまして、簡易な修理を行い、希望者に無料でお譲りすることで、リユースの促進を図ろうとするものでございます。

まず、議員お尋ねの平成26年度の展示個数でございますが、年間10回の展示会で延べ419点、1回当たり40点以上の品物を展示しております。

次に、お申し込みがございませでした品物につきましては、次回以降も引き続き展示しておりますが、3回程度展示しても申し込みがない場合には、別に設けておりますお持ち帰りコーナーに移しまして、先着順でお譲りをしております。それでも希望者がいない場合には、やむなく廃棄処理をしております。

次に、3点目の持ち込まれた家具などの修理体制でございますが、再用品として展示する家具などの修理は、基本的に簡易な研磨や塗装など専門知識や技術を必要としないものに限定してございまして、廃棄物の搬入案内や指導などを行う職員が業務に支障のない範囲内で実施しているところでございます。

次に、4点目の土曜・日曜にも実施し、配送は市が有料で行うか、あつせんすることはできないかとの御提案でございましたが、展示会の開催は原則として土日祝日を除く平日のみとしておりますが、毎月第2日曜日の午前中は、施設見学の受け入れを行っております。見学コースの中で家具等の再用品展示についても御説明し、申し込みを受け付けております。

次に、配送を市が希望者に有料で行うか、あつせんしてはどうかという御提案でございましたが、有料で配送するには貨物自動車運送事業法に基づく事業許可を取得し、いわゆ

る緑ナンバーの営業車両を保有する必要がございます。クリーンセンターが保有しております車両は白ナンバーの自家用自動車のため、有料での配送を行うことは困難でございます。また、配送業者のあっせんにつきましても、特定の民間事業者をあっせんすることは困難でございますので、御理解のほどお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、再利用家具などの展示・譲渡は、市民の皆様のリユース、再使用を身近に感じていただく事業として、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございました。クリーンセンターの運営状況については、別途、各議員に対して状況の報告もいただいております。今、御答弁にありましたように、非常によい結果も多く出ているということでもあります。その効果があらわれているということであると思います。

報告の中には、社会見学あるいは一般見学、行政視察などで計2,635人がこの施設に訪れているということでもあります。今後は、全国の参考となるような施設活用も大切だろろうと思います。先ほど市長の答弁の中にも、まだ目標達成ができていないというような項目も若干あります。リサイクル率あるいは1人1日当たりの家庭ごみの排出量については、これはさらなるごみの減量化、リサイクル等に取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

2番目の再利用家具の展示につきましては、総展示が419点あり、1回当たり41.9点の数になるということでもございました。昨年1年で展示会が10回開催されております。非常に多く開催されたということで、驚いております。この1回当たりの展示点数が40点を超えるということで、これは非常に大きい数字で、イベントとしても成り立つような気がいたします。今後の状況を見て、施設の有効利用の観点から検討をしていただきたいと思いますと考えております。

家具の修理体制については、簡易な修理を職員が行っているということでもございます。今からの状況がどう変わるかわかりませんので、修理の方法、その精度により体制の見直しが必要になれば、こういった体制が市民のためになるか、検討をしていただきたいと思いますと考えております。

4番目の土日に実施するということに対しましては、見学会を日曜日にやることがあるので、そのときには受け付けもしているということでもございました。運送については、緑ナンバーの取得が必要となるということで、また民間のあっせんも困難ということでもござ

いました。それぞれ、理由があるということでございます。毎回土日に実施というのは困難だと思っておりますが、半年に1回、または1年に1回、イベント的に開催することができれば、それはこういったことをやっていますよという認知につながるのではないかと考えております。

さて、運営状況の報告の中では、発電状況についてあります。年間発電量は、一般家庭4,400世帯分ということです。当初、施設建設前の説明によりますと、一般家庭の約6,000世帯分の発電量を見込んでいたというふうに聞いていると思っておりますが、この発電量につきまして、このあたりの見解と今後の見込みについてお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 生活環境部でございます。

ただいまの発電の件でございますが、議員御指摘のとおり、最初、当初計画では6,000世帯分の発電を見込んでおったわけでございますが、先ほど市長からの答弁の中にもございましたように、昨年4月から供用開始いたしまして、ごみの焼却量がかなり減ってまいりました。3万5,000トンという、25年度から比べましても1万トン減っております。その関係で、どうしてもごみを燃やしてその熱量によって発電を起こすものがございますので、大体23.7%のごみの減量があったわけでございますが、大体それに見合う分の割合で発電量も減ってしまったということでございます。平成26年度におきましては1,750万キロワットの発電でございますが、大体、計画量からごみの減量といえますか、少なくなった分の割合に沿って発電量も減ったという今状況でございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） ありがとうございます。発電量が減ったのはごみが減ったという要因によるものだということでございます。

この発電ができるということで、施設での使用、45%を使用して、なおかつ売電分として55%活用できるという御報告をいただいております。これは、やはり他市から注目に値するものだと思っております。

昨年度は10回の展示会をしているわけでございますが、この展示会につきまして、1回の展示日数はどのぐらい行っているのか、また1日の展示の時間帯というのはどうなっているのか。

それから、譲渡件数より大幅に申し込み数が多く、またそうであるので抽せんによって行っているわけでございますが、こういった状況を見ますと、有償の譲渡でも可能ではないかと思っております。その点は、いかがお考えでしょうか。

そして、先ほどイベント的なことを申しましたけれども、今後この譲渡会について、イベントとして他の行事と連携して行っていくということはどうでしょうか。例えば、フリーマーケットとかございますから、こういったものと同時開催といった実施も視野に入れてはどうかと思いますが、この点いかがでしょうか、お答えください。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） それでは、まず再利用品の展示に関してでございますが、展示の日数は1回の展示会で1カ月間を必ず確保するようにしております。ですから、本来でしたら年間12カ月ありますので12回ということになるという、単純に言えばそうなるんですが、1カ月展示いたしまして、それから申し込み等の整理をしまして、抽せん会等を行います。それで、当選された方には当然引き取りをしていただいて、その後、また新しい展示の準備を始めますので、どうしてもその展示会と展示会の間に、準備期間等である程度の日数が必要になります。それで、26年度、1年間精いっぱい行って10回がぎりぎりということでございます。ですから、展示の日数といたしましては、1回当たり1カ月間。1カ月は必ず展示をするという形にしております。

それと、時間でございますが、クリーンセンターがあきます8時15分から夕方は16時30分までという形にしております。16時30分は、ごみをクリーンセンターに持ち込む受付時間を16時30分としておりますので、それに合わせた時間を展示会の時間というふうにいたしております。

それと、次に、その家具等の再生利用品を有償ではという御質問でございましたが、私どもも当初、そういった、他市では例もございますので、検討もいたしたわけではございますが、私どものほうのこの再利用品の考え方といたしまして、どうしても市民の方が不要になった物をクリーンセンターのほうに持ち込んでいただいて、それを私ども無償でいただいて、それを、経費をかけないで、ほんと簡単な、修理が必要であれば、簡単な塗装といいますか、色を塗ったりそういった程度の補修しかできませんので、そうした大がかりな修理を行えば経費がかかるわけなんですけど、そうした経費をかけないで、できるだけそのままの形で新たな利用者の方にお譲りするという形をとっておりますので、無償でと、無料で引き取っていただいて、再度利用していただくという形をとっております。

それと、最後にイベントの件でございますが、この再利用品の展示会ということだけでのイベントというのが、ちょっと私どもも今余り考えてないんですが、議員御提案いただきましたフリーマーケットの件でございます。

実は、フリーマーケットにおきましては、毎年、私どもクリーンセンターが3R等の啓発という面から、毎年フリーマーケットの会場でブースを確保させていただいております。



そういった点からも、せっかく毎年、クリーンセンター、フリーマーケットでのブースを持っておりますので、その点からも考えまして、何とか、この今の再利用品の市民の方への周知も含めて利用していただく方法はないか、今、早速検討をさせていただいておるところでございます。議員からのせっかくの御提案でございますので、何とかそれを実になるようなものにしていけないかと、今一生懸命考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） ありがとうございます。

有償で行わずに無償で行っているということについては、不用物自体を無償で受け取っているからというようなお答えがございました。また、簡単な修理のみであるので経費もかけていないということで、職員さんがやられてるんですから、できることをやって無償で渡しているということでもあります。

今後は、状況を見て、またいろんな考え方があると思いますので、例えばもっと補修の精度を上げて有償であるべきなのか、あるいは経費をかけずに無償で市民サービスとして行うものなのかということは、今後入ってくるごみの量にもよりますし、それは今後の検討ということで研究、検討していただきたいと思います。

それと、去年は10回行われたということで、30日前後、1回が行ったわけですから、結構、途中準備期間はありますけれども、行って来たということでございますが、再生家具等のこの展示会の実施日時、今度、何月何日からクリーンセンターではこういうものやっておりますという実施日時の告知というのは、これはどういう方法でされたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 市民の皆様への周知につきましては、今のところ市のホームページに掲載させていただいて、その都度、日程を皆様方のほうに、市民の方にお知らせしておるのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） ホームページに掲載しているだけという御返事でございます。その都度ということですから、常時掲載があるわけじゃなくって、やりますよというとき、ぽっとスポット的に載るといってお答えだと思いますけれども、やはりそういう予告的なものでも例えばあれば、こういったものやっているとというのが理解できるのではないかと思います。

私もちょっと目につかなかったもんですから、どういう方法で告知をされているのかなというのを知りたかったわけです。こういうのをやっているよということを報告によって知ったわけで、やるというのはもともとの説明にございましたけれども、こういったのを御存じですかと聞いたときに、やはり、なかなかまだ認知度が低いと、知られていないというふうに感じました。

ホームページ掲載ということで考えますと、ホームページを見ない人、パソコンを使えない人という人は、告知がなくて展示会を知る機会がないわけであります。それでもこれだけ来ているよと、たくさん来ているわけでございますけれども、やはりそういった意味では、告知がパソコンだけであると、ホームページだけであるということであれば、これは公共性に欠けるのではないかという気もいたします。

この目的自体がリユースの啓発活動ということで、より多くの市民に知っていただいて、こういう利用法もありますよと、今度やりますがいかがでしょうかと、おいでいただけませんかというような御案内、例えば市広報一つにしても載せる機会はあるわけですから、詳しい日時についてはここにお問い合わせくださいとか、例えばそういった知る機会をどっかに設けていくというのも必要ではないかと思っておりますので、この辺のところはちょっと考慮いただければなというふうな気がいたします。

それから、配送については、先ほど緑ナンバー取得が必要になって、市がやるというのは難しいということでございましたけれども、市の関連ということでシルバー人材センターなどもございます。こういったところでも、もしできれば、仕事を提供できて、そして展示会を見に来た人が自家用車ではこれは持ち帰れない、タンスとかソファーとか、持ち帰れないわけですから、そういったものでも利用したいと思えばそういった運送手段が必要になるわけでありますから、もしそういう手段がとれば、今後これは研究していただいて、もしそういう方法は、何かしらあれば、こういったイベント的になったときにはそれがまた生きてくるというふうに思いますので、これは要望としてお伝えしておきますので、よろしく御検討お願いいたします。

この項については、以上で終わります。

次に、道路管理について質問をいたします。

防府市道と私道がありますけれども、わかりやすくするために、防府市道を「いちどう」、個人所有の道路を「わたくしどう」と読ませていただきます。

防府市の道路状況を見ますと、国道は約22キロメートル、県道が未舗装を含め96キロメートル、市道が未舗装道を含め約668キロメートルとなっております。そのほかに、私道、認定外道路等があります。市内の国道、県道に比べ、市道が最も距離が長く、面積

に対する舗装率が98.8%となっております。道路の舗装は、車両の通行等によりその補修が必要になってくるわけであり、市道の場合、管理者は防府市ですので、毎年多くの費用をかけ道路管理に当たっております。

一方、市道の認定基準に該当しない道路を認定外道路とし、認定外道路取扱要綱を定めております。認定外道路のうち、日常生活道として不特定多数の利用者があり、かつ公共性の高いものについて、毎年度の予算の範囲内で、自治会長の申請に基づき防府市が路面の舗装及び舗装補修を行います。そして、認定外道路の管理は、これは関係地区住民の責任において、これを行うと規定しております。したがって、道路の陥没などで補修が必要となった場合、地区住民が市に申し出ると、市は補修に必要な資材を給付しております。それを地区住民が直接補修を行っているのが実態であります。

これが、専門の工事業者であれば、まず補修部分にくっつきやすくするための薬品を塗ります。そして、ダンプカーで運んできたアスファルトをおろし、専用の道具で平らになります。その上から機械で押し固めて完成です。小さな補修であれば、短時間で完成するわけであり、

そこで質問をいたします。地区住民で補修工事に当たる必要のある認定外道路に該当するものはどれだけあるのか、お示してください。また、補修資材を支給した実績、これまでの実績、アスファルトが主だと思いますけれども、この実績はどうなっているのでしょうか。

関係地区住民と申しましても、その状況はさまざまであると思います。多少経験のある壮年の方がいらっしゃれば問題はありませんが、そうでないところ、例えば人数も少なく高齢であるなど、対応しがたいところ、今後ますます増えてくることと思います。この際、自治会の要望により応分の負担をいただいても、市が直接補修工事を請け負う制度をつくってはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（安藤 二郎君） 9番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 道路の管理についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の認定外道路における道路維持補修等は、市が必要な資材を支給し、地元住民で行うこととしている。現在、該当する道路はどのくらいあるか、また補修資材給付の実績はどうかとの御質問ですが、道路補修用の原材料支給の対象となります道路につきましては、法定外公共物である道路が平成17年に国から譲与されました延長約1,230キロメートル、帰属申請や都市計画法により帰属された道路は、延長は把握しておりませんが、手元の資料を集計いたしましたところ、面積につきましては約16.9ヘク

タールとなっております。また、私道につきましては、個人の名義のものでありますことから資料がございません。

また、これに加えまして、土地改良区の管理区域を含む農道の延長約178キロメートル、林道の延長約60キロメートルにつきましても、資材支給の対象となっております。

当該道路の補修用資材支給の実績ですが、道路課所管の生活道路については、平成24年度が31件、平成25年度が29件、平成26年度が37件です。また、農林漁港整備課所管の農道及び林道については、平成24年度が16件、平成25年度が17件、平成26年度が16件です。

2番目に、市が資材支給して市民が補修工事をするのは、住民の高齢化もあり、自治会の要望に対し、市が直接工事をしてはどうかとの御提案ですが、現在、市が維持管理をしております市道の延長は約668キロメートルに及びまして、これに加え、法定外公共物や帰属道路など2倍以上の延長の生活道路の維持管理を行うことは、市道の良好な維持管理にも影響を及ぼすことになりかねないことから、現状では困難であると考えております。

従前より、市道以外の生活道路につきましては、利用者または受益者及び地元自治会等で軽微な補修等の機能管理を行っていただいておりますが、要件に適合する道路につきましては、引き続き、認定外道路舗装や私道舗装補助により対応してまいります。

また、基準に該当しない道路につきましては、今後とも道路補修用の資材支給により対応していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

市道が668キロあり、これに加えて2倍以上の管理は困難であるということで、至極もつともだなというふうに聞いております。

この資材給付件数、今御答弁いただきましたけれども、それぞれ毎年そう変わらないんですけれども、平成26年で37件の資材給付の実績があると、農道・林道はまた別でそれよりちょっと少ない16件でありますけれども、通常の帰属道路、法定外などで利用するものだと思いますけれども。

法定外道路が1,230キロあり、帰属道路は、面積ですけれども16.9ヘクタールあると、膨大な広さ、長さでありますけれども、この中で地区住民で補修が必要なところ、自分でやりなさいよと、支給しますのでというところがたくさんあるわけでありますけれども、その中で37件実績があるということで、それほど、この数を見ると多くないと思うんです。これは、いろんな考え方があるとは思いますが、道路補修等の希望はあ

ると、地区でやる必要があると。ところが、作業する地区住民がいないのではないだろうか。それと、そういった手続の煩わしさというようなものが影響しているのではないかと。ということを考えます。

市が直接できないかという質問に対しては、困難であるということで、それはわかりませんが、神奈川県秦野市には、こういった防府と同じような資材支給制度とあわせて、自治会が外部の工業者に発注する工事、自治会が発注するわけですが、ここを直してくれという工事、それに対して補助をする土木事業補助制度というのがございます。

こういった補助制度をつくって対応するという方法は考えられないか。また、あわせて、他市の制度で市が現在把握しているこれと類似する制度があるかどうか、あわせてお答え願います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 他市の制度とともに、制度の拡充という御質問でございますけれども、まず市道認定を始めまして各種の道路に、補助制度も同じですが、公共性というところを市で定めさせていただいております。資材の支給でございますが、御利用者の件数などを市のほうで決めさせていただいているという状況でございますので、市道以外の道路につきましては、従来どおり補修用の資材支給で対応させていただきたいという御答弁をさせていただきたいと思っております。

現在、他市の状況でございますけれども、確かに、御質問でもいただきましたように、補修の作業というのは、高齢化が進んでいることを考えますと、やっぱり積極的に作業に出られるという方が少なくなっているということは直接お伺いしております。そういった状況からいたしますと、やっぱり課題を認識して、他市の状況調査をしながら、いい住民参加ができる維持管理というものを調査していかなければいけないというふうには感じております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） ありがとうございます。他市の制度というのはまだ把握なされていないというふうに聞いておりました。

防府市私道舗装補助金交付要綱第1条には、「地域住民が日常生活道として利用し、かつ、公共性の高い私道の舗装をする場合に要する経費の一部を補助する」とあります。これは、その私道の舗装する場合に要する経費というふうに規定してあるわけですが、この道路の舗装ではなくて道路の補修については、この要綱に含まれるのでしょうか、

それとも含まれないのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） いわゆる補修、穴埋め等の作業というふうに考えますと、この要綱には現在は含まれておりません。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○9番（山根 祐二君） 含まれないということでした。道路の陥没等であれば、やはりこの要綱は使えないので、地域住民がやりなさいということだと思います。

宮城県石巻市では、市道等整備の種類に舗装の新設、防府と一緒に、そしてそれに加え、側溝新設、そしてさらに補修工事等が含まれております。そして、それも補助金の対象になっております。また、京都市の私道助成金対象工事というのがありますが、これもこれが含まれておるわけでございます。

公共性がある私道については、道路補修費用の補助、これも含むべきではないかというふうに考えておりますので、御検討の余地があるのではないかと思います。

また、私道ではない認定外道路、これについては本市の認定外道路取扱要綱第3条に、「認定外道路の管理は、関係地区住民の責任においてこれを行う」とありました。質問で述べておりますけれども、実際に地区住民が直接作業をするというのは、その人材が必要になってきます。そういった人がいない地区では、資材支給ではなく、自治会が業者に工事依頼をして、その工事費の一部を市が補助する方法を考えていただけると、大変市民の利便性につながるというふうに思っております。それを制度化していくということが必要な時期が来ているのではないかというふうに思います。

参考に申しますと、先ほど述べました神奈川県秦野市の補助制度は、自治会が工事業者に発注し、市が100万円以内で工事費用の75%を補助するというものです。秦野市によりますと、私道についてはこの制度を利用し、市の名義になっている認定外道路については、原則、市が補修工事を行っているということでした。

今後、地区住民の高齢化は避けられないわけであります。市民生活向上のため、防府市独自の制度をぜひ考えていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、9番、山根議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 1 時 5 6 分 延会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 7 年 6 月 2 3 日

防府市議会議長 安 藤 二 郎

防府市議会議員 山 田 耕 治

防府市議会議員 三 原 昭 治

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年6月23日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員